

宣誓書

令和6年 月 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

所在地

団体名

代表者氏名

印

当団体は、以下に規定する袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者に係る応募資格の欠格事項に該当しないこと及び提出した応募書類に虚偽不正がないことを宣誓します。

また、以下の欠格事項に該当するか否かについて、袖ヶ浦市が関係機関等に照会を行うことについて同意します。

《欠格事項》

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する法人等
- 2 応募書類提出時点において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている法人等
- 3 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等を滞納している法人等
- 4 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていない法人等
- 5 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中である法人等
- 6 袖ヶ浦健康づくり支援センターの指定管理者の選定を行う選定委員の属する法人等
- 7 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当する法人等
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - ② 法人にあっては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に参加している者（以下「役員等」という。）が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）若しくはこれに準じる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- 8 指定管理者の指定の取消しを受けた法人等